

令和6年第1回瑞浪市農業委員会総会議事録

開催日時	令和6年1月30日（火） 午後 2時35分 開会 午後 3時00分 閉会		
開催場所	瑞浪市役所 4階 全員協議会室		
議長	大山 理晴 会長		
出席委員 （22名）	委員	遠 山 英 俊	水 野 安 喜
		小 栗 智 幸	安 田 清 和
		渡 邊 美 孝	大 山 理 晴
		勝 股 増 夫	鈴 木 録 郎
		奥 村 正 子	足 立 正 之
		土 屋 敏 子	加 納 富 雄
	農地利 用最適 化推進 委員	安 藤 良 一	成 瀬 良 美
		伊 藤 道 子	勝 股 重 雄
		小 倉 清 弘	三 輪 徳 夫
		板 橋 仁 晃	有 我 俊 春
		渡 邊 俊 美	小 川 伸 二
欠席委員 （1名）		岩 嶋 貞 夫	
事務局	局長	工 藤 嘉 高	
	局長補佐	森 本 英 樹	
	主査	日比野 有 真	
	主事	堀 千 佳	
付議事項 議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議第2号 農地転用許可後の事業計画変更承認申請について 議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議題4号 土地現況確認申請について 議題5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について 付議の内容については別添のとおり			

大山会長

(挨拶)

ただ今から令和6年第1回瑞浪市農業委員会総会を開会いたします。

瑞浪市農業委員会の会議規則第3条の規定により、議長は、会長が務めることになっておりますので、私が、議長の職を務めさせていただきます。

本日の出席委員は、農業委員14名、推進委員8名でありますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の定足数であります過半数に達しており、総会は成立いたしました。

それでは、議事日程に従って進めてまいりますので、委員各位のご協力をお願いいたします。

議長

日程第1、「議事録署名委員の指名について」、これを議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

委員

(異議なしの声)

議長

それでは異議ないものと認め、議事録署名委員は、土屋 敏子委員と伊藤 道子委員の2名を指名いたします。

なお、本日の議事録書記は、事務局を指名いたします。

それでは、日程第2に入ります。

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題いたします。

板橋 仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員

去る1月22日に、安田 清和委員、伊藤 道子委員、日比野主査、堀主事、私の5名で現地確認をいたしました。

農地法第3条の規定による許可申請につきましては3件であります。

内容といたしましては、田が1筆、畑が4筆で、面積1,347㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事

それでは、議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、ご説明申し上げます。

議案集の2ページから5ページになります。

まずは、3ページをご覧ください。

3条-1

(議案書の内容を説明)

譲渡人が高齢で維持管理が困難となってきたため、譲受人が農地を譲り受け、農地への接道とするものです。

次に4ページをご覧ください。

3条-2

(議案書の内容を説明)

譲渡人に農地を管理する時間がないため、譲受人が農業経営拡大のために購入をするものです。

次に5ページをご覧ください。

3条-3

(議案書の内容を説明)

譲渡人は農業経験がなく、また、後継者もないため、譲受人が農業経営拡大のために購入をするものです。

以上、議第1号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第1号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

議 長

別段、ご意見もないようですので、お諮りいたします

議第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第1号は、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に議第2号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、関連がございますので、一括議題といたします。なお、審議は、それぞれで行います。

板橋 仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員

農地転用許可後の事業計画変更承認申請につきましては2件であります。

内容といたしましては、田が4筆で、面積4,814㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

つづきまして、農地法第5条の規定による許可申請につきましては8件であります。

内容といたしましては、田が7筆、畑が4筆で、合計面積7,058.01㎡であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

堀主事

それでは、議第2号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」と議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明申し上げます。

まず、議第2号ですが、議案集の6ページから10ページをお願いします。

事変－1と5条－6

(議案書の内容を説明)

賃貸借契約から売買に変更となったもので、既に許可済みの案件のため、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、事変－2と5条－8

(議案書の内容を説明)

賃貸借契約から売買に変更となったもので、既に許可済みの案件のため、転用に対し問題ないものと考えます。

続いて、議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事業変更を伴わない分の説明をさせていただきます。

議案集の11ページから23ページをご覧ください。

まずは、13ページ、14ページです。

5条－1

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種低層住居専用地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、15ページ、16ページをご覧ください。

5条－2

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、17ページ、18ページをご覧ください。

5条－3

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、13ページ、19ページをご覧ください。

5条－4

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響

がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、20ページ、21ページをご覧ください。

5条—5

(議案書の内容を説明)

申請地は、農地、宅地、道路に囲まれた第2種農地ですが、太陽光発電事業を行うための車両進入路を確保するため、周辺農地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

次に、22ページ、23ページをご覧ください。

5条—7

(議案書の内容を説明)

申請地は、都市計画で第1種住居地域に指定されている第3種農地で、周辺の状況は、宅地、公衆用道路に囲まれており、隣接地への影響がないように対策が講じられますので、転用に対し問題ないものと考えます。

以上、議第3号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

では、これより議第2号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですので、お諮りいたします

議第2号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請について」、申請のとおり承認することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議第2号は、申請のとおり承認が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定します。

次に議第3号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員

(質問・意見無し)

議 長

別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、申請のとおり許可することに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 3 号については、申請のとおり許可が相当であるとの意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第 4 号「土地現況確認申請について」を議題といたします。

板橋 仁晃委員、説明をお願いします。

板橋委員 土地現況確認申請につきましては、1 件であります。

内容といたしましては、田が 2 筆で、合計面積 5 6 6 m²であります。

詳細については、事務局より説明を求めます。

日比野主査 それでは、議第 4 号「土地現況確認申請について」、ご説明申し上げます。

2 4 ページから 2 6 ページをご覧ください。

(議案書の内容を説明)

建物登記から建物が 5 0 年近く前に建てられており、農地でなくなつてから 2 0 年を経過したことが確認できますので、土地現況確認申請を承認することに、問題ないものと考えます。

以上、議第 4 号に係るご説明とさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第 4 号について質疑に入ります。

ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見なし)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。

議第 4 号「土地現況確認申請について」、申請のとおり相違ない旨の意見をすることに賛成の委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第 4 号は、申請のとおり相違ない旨の意見書を添えて、岐阜県知事に対して進達することに決定いたします。

次に、議第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。

農林課、説明をお願いします。

堀主事 それでは、議第 5 号「農業経営基盤強化法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画について」、ご説明申し上げます。

2 5 ページから 2 8 ページをご覧ください。

議案集の 2 7 ページ、2 8 ページをお願いします。

2 7 ページの釜戸町で認定新規就農者が、田 2 筆の利用権設定をするものです。

以上、議第5号に係るご説明とさせていただきます。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。では、これより議第5号について質疑に入ります。ご質疑、ご意見はありませんか。

委 員 (質問・意見無し)

議 長 別段、ご質疑やご意見もないようですのでお諮りいたします。
議第5号「基盤強化法第18条の規定による農用地利用集積計画について」、計画のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

議 長 全員異議がないとのことですので、議第5号は、計画のとおり承認することに決定いたします。
以上をもちまして、日程をすべて終了しましたので、総会を閉会します。

以上、事務局が作成した議事録は正確であることを認め、議事録署名委員は下記のとおり署名、押印する。

令和 年 月 日

・ 議 長

・ 委 員

・ 委 員